

# 『古文書紹介』

— 萬御用覚帳 —

紹介者 林 寅 喜

## 『解説』

この御用覚帳は享保三年（一七一八）二月、上岡村の万右衛門という人が肝煎（のちに庄屋並となる）を命ぜられて、同十五年（一七三〇）三月、御役御免となるまでの十二年間の出来事を日記に書き綴ったもので、その内容は、主なもので次で次の十三項目に分類することが出来る。

それは

- (一) 大竹とうるしの木調べ
- (二) 官民接待
- (三) 本夫割りつけ
- (四) 井戸掘り
- (五) 樵木（雑木）伐り出し
- (六) 川除け普請出役
- (七) 御郡廻り出役

(八) 鶴谷城修築出役（賀情人夫）

(九) 村役人の呼称の変更

(十) 走り百姓

(十一) 非常用食糧の確保

(十二) 小田井堰普請出役

(十三) 猪狩り出役 等である。

これを読んで感じたことは、意識すらしていなかった目新しい内容の数々から、江戸中期の藩政を農民の側に立って見ることの出来る、願ってもない貴重な資料であるといえる。

提供して下さった伊達さん方は、佐伯地方を襲った昭和十八年の大水害の時水浸しになったというが、その時廃棄もせず今日まで保管されていたことに対し、郷土史を勉強する者の一人として、心から御礼申し上げます。

さて、享保三年から十五年といえは高慶が六代を継いで十九年目、四十三歳から五十五歳の間である。

ところでこの文書は、従来のような編集方法では技術的に少々無理（次頁参照）であると判断したので、掲載方法を改めて原文は省略し、主文のみ解説（但し仮名を漢字に替え行順を変更した箇所は多々あり）して注釈を

(2) 官民接待

一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役  
 一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役

(7) 御郡廻り出役

一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役  
 一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役

(8) 鶴谷城修築出役

一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役  
 一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役

(10) 走り百姓

一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役  
 一 官俸 去年正月九日 官俸 出役 出役 出役

附した。以下順にしたがつて筆を進めることにする。

(一)大竹とうるしの木調べ

◆子(享保五年)八月十七日大竹御改加へ

大竹拾壹本八戸村権現山二有 内三本已十一月五日加れ申候二付 十右衛門殿御政被成候て引申候

(以下壹本毎に根廻りと目通り(目高)、また、一節から三節までそれぞれの寸法を記録)

右の大竹田嶋徳右衛門殿清田幸右衛門殿 御改被成候帳面ニ御付被成候

右の竹ニかざらや竹をもんで王を入置申候 然バ竹少ニてもいたみ申候得バ 御山御奉行方へ御断申上候

答ニて御座候

◆丑(享保六年)ノ正月十三日

大竹五拾八本御用ニ付御買上被成候 上岡村より(以下材寸と伐り出した場所を記載)

右の大竹御用ニ付田嶋徳右衛門殿伐せ被成候 代銀の儀ハ頼て被下答ニ御座候以上

◆丑ノ八月十九日大竹御改加へ

一、大竹四本(以下記載事項は前項と同じ)

右の大竹古田久兵衛殿染谷勘右衛門殿 御改被成候帳面ニ御付被成候

(註)竹(この場合猛宗竹)は川普請用のシガラを始め、

小舞板の代用杉皮葺きの押さえ、壁用のエツリ竹とその用途は今とは比較にならない位多かつたとは思ふが、このように一本一本調書まで作つていたとは驚きである。

◆享保十三年丙未の十月十二日(十二年末の間違いか)

一、大竹拾三本門前の内左戸原(佐戸原) 歩んじばると申所ニ植置申候 宰領万右衛門

右の大竹御公儀様へハ門前の内左戸原と申所ニ植置申候と書上仕申候

◆享保十三年丙未の十月十四日(前に同じ)

一、なよ竹五拾株 上岡前川除通ニ植置申候 宰領万右衛門

右の通り植置申由御山御奉行方ニ書付指上申候以上未十月十四日

(註)河川堤防(自然護岸)にはなよ竹(女竹)を密生

させて根を張らせ、水害を防ぐ方法が最もベストであつたことは分かるが、大竹も自然発生ではな

く人工植生であつたとは意外な気がする。

◆享保十年己十一月十二日

一、うるしノ木式拾三本御帳付

(以下場所と本数等記載)

外二

一、うるしノ木五本但し苗木檉野久右衛門高請やね(藪)

二有 此方ハ植なをし候様ニ被仰付候

己十一月十一日十二日金田藤内殿御改被成 御

帳ニ御付被成候筈ニて御座候以上

右の外二

一、うるしノ木式本是は枯れ申候ニ付己十一月十二日二

金田藤内殿御伐せ被成 庄屋加右衛門方ニ御預ケ被

成候 但シ庄屋加右衛門座敷つし(屋根裏)ニ上置申

候

◆享保十一年丙午八月十二日御山御奉行下川源五兵衛様

御改被成候

一、うるしノ木拾八本 但し此分御植立被遊候木 よし

のうるし

(以下場所と本数等記載)

右ハ午八月十二日御山御奉行下川源五兵衛様 御山

廻り弥太右衛門殿御改被成御帳面ニ付申候以上

(註)うるしは高さ十尺程にもなる落葉樹で、その実か

ら「ローソク」を作ることが出来る。そこでこれ

も竹と同じように山奉行の支配によつて、厳しく

管理されていたものであろうか。ただ、枯れ木に

なつてまでも処分されずに保管していたという、

その理由は分からない。

## (二)官民接待

◆享保六年丑ノ五月 御國中庄屋肝煎被召寄 御会所ニ

て御吸物御酒被仰付候以上

◆享保七年寅ノ八月朔日(以下右に同じ)

◆享保八年卯五月十二日(以下右に同じ)

◆享保九年辰ノ正月十八日在庄屋衆ニハ御料理御酒 肝

煎御吸物御酒会所ニて被仰付候 浦々ハ同十九日被仰

付候

◆享保九年辰ノ七月十八日在浦庄屋肝煎御吸物御酒 被

仰付候

◆享保十年己正月廿二日在庄屋肝煎(以下前と同じ)

浦々ハ同廿三日(以下前と同じ)

◆享保十一年丙午正月廿日在庄屋肝煎 御会所にて御料理御酒被仰付候 浦方ハ同廿二日被仰付候

◆享保十一年丙午七月十二日御城御櫓御普請御祝ニ付 在浦大庄屋庄屋ニ御会所にて御料理被仰付候

◆享保十三年申正月十八日在方大庄屋庄屋 御会所にて

御料理被仰付候 但し浦方庄屋衆ニハ十九日御料理被仰付候 地目付衆ニハ御吸物御酒被仰付候

◆享保十四年酉五月九日殿様御着城為御祝儀 在浦大庄屋庄屋御会所にて御吸物御酒被仰付候

◆享保十五年戌正月廿五日在方大庄屋庄屋御会所にて

御料理御酒被仰付候 尤私儀ハ病氣ニ 罷出不申候 浦方の儀ハ廿六日被仰付候

(註)最近中央省庁の高級官僚が民間から接待されて優

遇措置を講じたり、不当な金品を要求して罪に問われるなど、新聞紙上を賑わした。

しかし、これは全く逆な扱いがしかも封建社会で行われていたという事実には、驚きというよりむしろ不審を抱く、何故このようなことが十年もの間(前後については記録がない)続けられていたのであろうか。理由は何かと考えると、それは

年貢の取り立てを始めとして、度重なる夫役にあつたのではないかと思う。

藩は前記の(五)(六)(七)(八)にも見られるように、大勢の夫役を年々歳々割りつけている。この不満が百姓達に出ない筈はない。

そこでこれを押さえるための手段として、中間管理職の庄屋・肝煎を招待し、百姓の口封じをさせていたのではなかつたらうか。

このことは村役人にとつて名誉であると同時に、反面、有難迷惑でもあつたらう。しかし、断わればお上にさからうことになるから、病氣以外出席しない訳にはいかない、というのが実情ではなかつたらうか。

中間管理職が上・下の間に立つて苦勞させられるのは、昔も今も変わらないようである。

### (三)本夫割りつけ

一、享保七年寅ノ年より本夫(正規の人夫)御手廻りの儀 組合ニ被仰付候  
(註) 本夫御手廻り

- ・八歩五厘四毛 (〇・八四五) 上岡村
- ・七厘七毛 (〇・〇七七) 中野村
- ・六厘 (〇・〇〇六) 大坂本村
- ・九毛 (〇・〇〇九) 守後浦

(註)これは藩が招集する本夫の組み合わせと、その負担率を記録したもので、在浦共地域構成と人口等を勘案して組み合わせた結果と思うが、城下に近い程歩合が高く、周辺に行くに従い低いことが分かる。こうして組み合わせは領内を何組かに分けていたものであろうか。

#### (四)井戸掘り

◆享保八年卯正月九日此方井ふり(掘)候二付人夫手間覚正月十日の八人より始まって二月朔日の拾八人まで述べ十六日間

人数合百三拾七人 但しふかさひら四尋御座候

(註)これは村独自の仕事として行った井戸掘りの記録である。井戸掘りは私も子供の頃何度か見たことであるが、地質によって事故防止のため大きく掘る場合と、そうでない場合とがある。この井戸は

掛かった人数と凡そ六割という深さから、比較的地盤の良い場所ではなかったかと思う。なお、作業の時期としては湯水期に行なうことが条件であるが、危険を伴う仕事に変わりはない。

#### (五)樵木伐り出し

一、享保七年寅ノ十一月五日より山口山(青山)にて、樵木(雑木)御伐せ被成候 同十六日相仕舞罷帰り申候  
宰領万右衛門・仙右衛門参候  
人数七拾五人参申候

□千八百八拾五石五斗納

内千八百式拾七石御割符分引 内式拾七石後御割符分  
残五拾八石五斗過上分納申候

◆享保十二年未十一月十二日十三日両日伐申候  
一、樵木式百七拾七石伐立納 内百五拾八石御割符前

拾九石過上分納

右ハ御城山にて御材木御伐せ被成候 未木を樵木ニ御伐せ被成候二付人夫罷出伐立納申候

十一月十二日人夫八拾七人 宰領万右衛門外三人  
十一月十三日人夫式拾五人 宰領万右衛門外一人

◆未十一月十四日

一、樵木三拾五石伐立納 人夫拾式人

右同御山(城山)にて 宰領与兵衛

◆享保十三年申年十二月廿一日廿二日兩日伐立申候

一、樵木式百四拾四石門前御立山にて伐立 龍護寺浜迄

出し納申候 御立山 伐木狩獵を禁止した山

御扶持方米拾石二付式升宛被下候(四斗八升八合)

◆享保十四年酉八月二日より十二日迄伐立

一、樵木式千四百九拾壹石伐立納申候

内式千四百六拾石御割符分

三十壹石過上分 宰領の儀ハ八月朔日行十三日

人夫百人參申候 罷歸り申候 宰領万右衛門

右樵木中野村の内かちや山・井出野上山・かけはし

山此三ヶ所にて伐申候

御奉行御代官黒木権右衛門様 下川源五兵衛様

御足輕惠助殿専左衛門殿御出被成候

◆同酉八月十五日六日兩日出し

一、檜木樵木三拾四石右かちや山にて伐 龍護寺浜迄出し納申候

(註)樵木(薪)は木炭同様欠かすことのできない必需

品であった。したがって、藩は年毎村浦に割り付

け伐らせていたものと思うが、山口(青山)や中

野村などでの作業の場合、日数が長引けば食糧持

参で泊り込み、割り当て石数を達成するまで続け

ていたようである。なお、城山でも伐らせていた

ということから、防御上城山には立木を余り樹て

ず、常に見通しが効くよう保たれていたものと思

われ、現代感覚では到底考えられない措置であつ

たようだ。

参考のため一日一人当たりの伐採量を計算して見

たら、二・三石から二・五石で、条件が良い時に

は二・九石(一石は〇・二八立方尺)にもなつて

いる。

伐り出しは駄床(林産物の荷役をする所)まで下

ろして切り揃え、積み上げて山役人の検査を受け

ていたとすれば、一日一人当たりの作業量は実に

大きい。

(六)川除普請出役

◆享保八年卯六月より七月五日迄御普請の次第左印

一、人夫惣合千四百四拾九人

内七百七人六月十三日より同廿四日迄

沓番丁場川掘

百三拾三人同廿五日より廿八日迄

下野村丁場川掘

百三拾人同廿九日より晦日迄

龍護寺の内石はしり土手

五拾人七月二日 右沓番丁場やげん(葉研)掘

三拾九人同三日 新土手しがらめ掛人夫

三拾八人同四日 長瀬くえ岸しがらめ掛人夫

五拾式人同五日 御城下内川掘

右ハ下野村・久部・長瀬・龍護寺右四ヶ所御普請被

遊候ニ付右ノ通り人夫罷出申候

一、六月十六日殿様より両度御酒被仰付候

一、六月廿三日内町船頭町より御酒被下候

一、同日高松浦庄屋弥太右衛門、塩内浦庄屋太郎右衛門

此兩人より御酒肴被下候

一、同晦日大入鳴中より御酒肴被下候

一、七月五日上浦中より御酒肴被下候

右御普請御奉行衆中左二印

御代官

佐久間九郎兵衛様

中瀬免太夫様

坂本弥左衛門様

谷川源左衛門様

下川繁右衛門様

関矢与次兵衛様

沼谷次作様

山口小太右衛門様

野村勇左衛門様

松岡清右衛門様

平山市郎左衛門様

仲矢作太夫様

水野新五兵衛様

右の外二四人御山廻り衆吉人宛

◆七月六日より八月迄

一、人夫

右ハ龍護寺の内石はしり石場人夫 一日ニ付式人宛参

申候

八月二日

一、人夫九拾五人

右ハ龍護寺の内石ばしり土手人夫

◆享保十年己二月十四日より同十七日迄 藤原川掘御普

請人夫合百四拾四人 上岡村より罷出申候

内三拾八人 二月十四日 宰領万右衛門伝六

三拾六人 同十五日 宰領万右衛門

四拾人 同十六日 宰領万右衛門与兵衛

三拾人 同十七日 宰領万右衛門伝六

右は藤原川除御普請修覆人夫(七)罷出申候

◆享保十年己三月朔日 右藤原川さらへ人夫罷出申候

一、人夫式拾五人

◆享保十年己七月八日より九日迄 藤原川掘御普請上岡

村より罷出申候

一、人夫合七拾人

内式拾壹人 七月八日昼より 宰領庄屋加右衛門殿

四拾九人 同九日 宰領万右衛門

右は藤原川掘御普請修覆人夫(七)罷出申候

◆享保十二年未七月二日より同九日迄 中川原川除普請

一、人数五百六拾九人 但し

七月二日三日両日 百姓高請山にて杭柴伐申候

同四日五日両日ハ 大庄屋加右衛門庄屋万右衛門立合

普請仕候

同六日より御奉行御出被成 普請仕申候

一、杭

二、柴

右ハ中川原川除普請仕候二付 七月六日より御奉行下

川治右衛門様藤原市殿御出被成候 同九日相仕舞申候

◆享保十二年未八月二日より十七日迄 日数拾六日藤原

土手普請

一、人夫式百七拾六人 上岡村より罷出申候

右の藤原土手龍護寺津留土手 両所土手普請

人夫久部村・長瀬村・下野村・古市村・上岡村 此五ヶ

村にて仕申候

御奉行御代官下川佐次兵衛様 御足軽文兵衛殿御出被

成候

(註)この項では享保八・十・十二と二年毎五年の間に、

前後七回行われていた川普請に出役した人数と、

作業の場所名等記録したものである。川普請も土

手作りも公の仕事には変わりはないが、無報酬で

働かされた農民も哀れである。

(七)御郡廻り出役

◆殿様御在廻り被遊候 享保十年己九月二日御城下御出被遊 同七日御帰被成候

御とまり上直見村庄屋弥六 因尾村庄屋孫次郎二夜

上野村庄屋源四郎 高松浦庄屋弥太右衛門

御供廻り九拾五人

中野村笠掛よりかこみくつきり(沓切)迄 御籠夫御

荷物上野村・上岡村・古市村此三ヶ村にて御送申候

九月五日六拾人上岡村より人夫罷出 中野村より上

野村迄御荷物送

同六日人夫五拾六人上岡村より罷出 御籠夫上野村

よりかこみくつきり迄送申候 幸領加右衛門

万右衛門

仙右衛門

御廻りの節右の通りにて御座候

(註)六代高慶は在任四十二年間のうち、二度領内を廻つ

て民情視察をした。この時は、就封二年後の元禄

十四年(一七〇一)に次ぐ二度目で、御供廻りも

九十五人であったとしているから、これに匹敵す

る程の農民が毎日交代で奉仕していたことになる。

それだけでなくも休憩施設の設営から道普請橋架けと、間接的に農民が奉仕した仕事は限りなかった。

この時より百十四年後の天保十年(一八三九)、一代高泰が御郡廻りをした時の記録が藩資料の中にあるが、(平成五年度市立図書館の日曜文化講座テキストとして使用)農民が行列の荷物運びに出役していたということなど書いていない。つまり藩の行政の中では、農民の奉仕など当然の事として無視されていたわけである。そうしたことから考えると、この資料の持つ意味は大きい。

(八)鶴谷城修築出役(賀情人夫)

賀情||賀—よろこび、いわう 喜んで赴く、参加するの意  
情—なさげ、おもむく

◆享保十一年丙午ノ正月廿二日より御取掛り被成候

一、御城御櫓御普請 同七月廿日迄御仕舞被成候

但し沓ヶ所御本丸、沓ヶ所西御本丸、沓ヶ所渡り御櫓

右三ヶ所

右御普請御奉行小林久左衛門様、西名長右衛門様、坂

本弥五右衛門様、長谷川与左衛門様

◆享保十一年丙午ノ二月十三日

一、御城御櫓御普請のみより罷出候 人数拾人

庄屋加右衛門・肝煎万右衛門・頭百姓与右衛門・李右衛門・彦兵衛・茂七・傳三・甚太郎・利兵衛・傳右衛門・仙右衛門

◆享保十一年丙午二月廿八日罷出申候

一、御城御櫓御普請御材木 御城へ上ゲ人夫七拾五人參申候 但し御賀情人夫

宰領庄屋加右衛門肝煎万右衛門・地目付惣右衛門・傳六

◆享保十一年丙午三月五日

一、御城御櫓西御出丸御極立<sup>（念）</sup>被成候二付御賀情人夫四拾人 宰領肝煎万右衛門

◆享保十一年丙午三月六日

一、右同断二付御賀情人夫拾七人 宰領万右衛門

◆享保十一年丙午三月七日

一、右同断二付御賀情人夫八人 宰領源次郎

◆享保十一年丙午三月十八日

一、御城御櫓御本丸御立被成候二付御賀情人夫式拾四人 但し宰領共二 宰領庄屋加右衛門

◆右同三月十九日

一、右同断二付御賀情人夫拾壹人 宰領地目付惣右衛門

◆右同三月廿一日

一、右同断二付御賀情人夫拾三人 宰領庄屋加右衛門

◆右同三月廿二日

一、右同断二付御賀情人夫八人

但し宰領共二

宰領地目付傳六

◆右同三月廿三日

一、右同断二付御賀情人夫八人

但し宰領共二

宰領庄屋加右衛門

◆右同三月廿四日

一、右同断二付御賀情人夫九人

但し宰領共二

宰領肝煎万右衛門

◆右同三月廿五日

一、右同断二付御賀情人夫六人 但し宰領不行

◆右同三月廿六日

一、右同断二付御賀情人夫八人

但し宰領共二

宰領肝煎万右衛門

◆右同三月廿七日

一、右同断二付御賀情人夫式人 但し宰領不行

◆右同三月廿八日

一、右同断ニ付御賀情人夫三人 但し宰領不行

◆右同三月廿九日

一、右同断ニ付御賀情人夫七人

但し宰領共ニ

宰領肝煎万右衛門

◆右同三月晦日

一、右同断ニ付御賀情人夫拾壹人

但し宰領共ニ

宰領庄屋加右衛門

◆右同四月朔日

一、右同断ニ付御賀情人夫四人

此日雨降り四ツ時より罷帰申候

但し宰領共ニ  
宰領地目付傳六

◆右同四月二日

一、右同断御立被成候ニ付御賀情人夫九人

但し宰領共ニ

宰領肝煎万右衛門

◆右同四月三日

一、右同断ニ付御賀情人夫九人

但し宰領共ニ

宰領百姓仙右衛門  
惣兵衛

◆右同四月四日

一、右同断ニ付御賀情人夫八人

但し宰領不行

宰領の儀も大庄屋加右衛門、庄屋並万右衛門段々参申

◆右同断ニ付御賀情人夫六月七月の間段々参申候

候

一、右御普請七月廿日迄ニ御仕舞被成候

(註)これを読むと鶴谷城の修築工事に際し、村浦から

賀情人夫と称して連日のように自主参加していた

ことが分かる。つまりこれは藩から強制されたこと

にはなっていないが、それは表向きだけのことで、

実際には割り当てられていたものであろう。

ちなみにこの文書に記載された分のみ集計しても、

出役した二月十三日から四月四日までの二十一日

間で、延べ二百九十人である。したがって、六月・

七月の分を加えると四百人を超えたと思われるから、

領内全域からの総延べ人数は何千人にも達した

たろう。

それにしてもこうした出役の宰領として、村役人は

連日出張っていたことを考えると、(一)の官民接待

などあつて当然のような気もする。

(九)村役員の呼称の変更

◆享保十一年丙午六月十三日被仰付候

一、御城御櫓御普請ニ付為御 庄屋加右衛門儀八名

字刀御免被成大庄屋並二被仰付候 肝煎万右衛門儀ハ  
庄屋並二被仰付 御同免上下被仰付 在浦庄屋肝煎共  
二不残其通二候

(註)これで見ると鶴谷城の修築を記念して変えたものか、或いは単なる下知によるものか、□部に文字が記載されていないので理由は分からない。が、このあと明治四年四月里正と地目付に改められるまで、百四十五年の間在浦の末端管理職として、藩とのパイプ役を果たしたのは大庄屋・庄屋達であつた。

#### (十)走り百姓

◆享保十一年丙午十一月廿八日より、因尾村の内堂ノ間百姓走り出申候 竹田御領宇目の内酒利村（よ）参申候 家四拾三軒人数百九拾九人 右所二小屋御掛被成右の者共被召置候

竹田御公儀様より御扶持方壱人前五合宛被下候 然バ翌未正月十五日罷帰り申候以上 (四十六日間)

◆享保十一年丙午十一月廿八日より 赤木村の内吹原百姓式軒、中鶴百姓壹軒、立箱百姓壹軒、合家数四軒、

人数拾八人走り出、日向御領長井村参居申候  
日向御公儀様より御扶持方壱人前米五合宛被下候 翌未閏正月朔日罷帰り申候 (六十二日間)

◆享保十一年丙午十二月落野浦の内泊浦百姓家数三軒人数拾八人走り出 白杵御領田野浦参居申候  
白杵御公儀様より御扶持方壱人前米五合宛被下候 翌未正月六日罷帰り申候 (一ヶ月内外)

(註)江戸時代の武家政治では、農民は米麦を生産する手段のためあるとしか位置付けられておらず、これにより「生かさず殺さず」と言つた言葉さえ生まれた位である。この苦役から逃れるため、農民が土地を捨て家を捨てて他領に走つた例は、寛政二百六十八年の間に十二回あつたが、六代高慶の時代が最も多く七回に上る。なぜこゝも多かつたかと言えば、それはより苛酷な政治を行つたからに外ならない。農民は年貢を納めるため身を粉にして働き、作間には諸々の扶役を課せられて拘束されれば、抜け出したくなるのも当然であつたろう。

高慶は中興の英主と言われて来たが、それは表向

きつまり建て前上のことであつて、このような資料を元にして領民の側から見れば、決してそうとは言ひ切れない。それは鶴藩略史等史料を読んで見ても、都合の悪いことは書いていないところから察しがつく。政治は為政者が専ら贅を尽して遊を好み、或はより優れた業績を残そうと努力すれば、民は重税に泣くか負債に苦しむのは、昔も今も変わらないようである。

(一)非常用食糧の確保

◆享保十四年酉三月九日

一、御城中御囲い御用ニ付さいがちの木 葉ニても榎の葉ニても蒸し晒し、老俵宛大庄屋小庄屋より毎年納可申候様に被仰付候

(註)さいがちは豆科の落葉高木で各地に自生し、果実は二十五尋内外の豆果で漢方薬として用う。材は

建築や器具などに使う。(現代新百科事典)

この文書の中にも享保九年と十七年の凶作が記録されているが、さいがちと榎の葉までも非常用食糧として城中に確保していたのであろうか。老俵

宛毎年と書いてあるから領内では相当数に上つたと思ふ。

(二)小田井堰普請出役

一、小田横堰間数百八十六間(三三八ト) 御座候

◆享保六年丑三月八日より小田井手普請人夫覚

一、人数 千四百八拾老人 三月十七日迄

内 三百八拾八人 上岡村より罷出 二六・二%

百七拾七人 古市村より罷出 一一・九%

九百拾六人 下野村より罷出 六一・九%

右の御普請御奉行池永津藏殿御出被成候

◆享保七年三月八日より同廿三日迄 小田井手普請人夫覚

一、人数 千六百九拾式人

内 四百五拾三人 上岡村より罷出 二六・八%

式百拾五人 古市村より罷出 一一・七%

千式拾四人 下野村より罷出 六〇・五%

右の御普請御奉行中瀬免大夫様、下川繁右衛門様、

小野五郎左衛門様、御組実右衛門殿

◆寅ノ(享保七年) 六月廿五日より七月二日迄 小田井手普請人夫覚

一、人数千三百八拾六人

内 三百八拾七人 上岡村より罷出 二七・五%

百七拾六人 古市村より罷出 一二・七%

八百式拾九人 下野村より罷出 五九・八%

右の御普請御奉行坂本小左衛門様、松岡清右衛門様、

御組登右衛門殿御出被成候

◆寅ノ(享保七年) 七月十四日より同十九日迄 小田井

手普請人夫覚

一、人数式千三百六拾六人

内 六百五拾四人 上岡村より罷出 二七・六%

五百三拾人 古市村より罷出 二二・四%

千百八拾式人 下野村より罷出 五〇・〇%

右の御普請御奉行佐久間九郎兵衛様、水野新五兵衛

様御組弥七殿左平次殿御出被成候

◆享保八年卯二月七日より同廿五日迄 小田井手人夫覚

一、人数三千三百九拾五人

内 千五人 上岡村より罷出 二九・六%

四百八拾七人 古市村より罷出 一四・三%

千九百三人 下野村より罷出 五六・一%

右の御普請御奉行佐久間九郎兵衛様、宮崎次郎太夫

様御組記左衛門殿文兵衛殿御出被成候

◆享保九年辰ノ二月廿七日より三月五日迄 小田井手普

請人数覚

一、人数 七百五拾七人

内 式百四拾七人 上岡村より罷出 三二・九%

九拾七人 古市村より罷出 一二・一%

四百拾三人 下野村より罷出 五五・〇%

右の御普請御奉行坂本弥左衛門様、平川市郎左衛門

様御組新五右衛門殿御出被成 然バ坂本弥左衛門御

用ニ付同廿九日御掃被成候

◆享保十一年丙午八月七日より同十三日迄

一、人夫 五百三拾七人

内 百四拾九人 上岡村より罷出 二七・七%

七拾三人 古市村より罷出 一三・六%

三百拾五人 下野村より罷出 五八・七%

右ハ小田井手普請御奉行中瀬免太夫様、平山桐右衛

門殿御出被成候以上

◆享保十二年末七月十六日より同廿八日迄小田井手普請

人夫覚

一、人夫式千百拾式人

内 六百六拾三人 上岡村より罷出 三一・四%

三百九拾貳人 古市村より罷出 一八・六%

千五拾七人 下野村より罷出 五〇・〇%

右ハ小田井手普請御奉行御勘定頭下川丹右衛門様、

御代官下川源兵衛様、御足輕棧九郎殿御出被成候

◆享保十三年申八月九日より同廿六日迄

一、人夫貳千九百九拾四人

内訳記載なし

右ハ小田井手普請御奉行御勘定頭下川諸左衛門様、

西田新七殿御出被成候

(註)小田井堰は五代高久の元禄四年(一六九二)に竣

功して、上岡・古市・下野三村の百五十七鈔に漕

漑していた。この記録によれば当時堰の幅が三百

三十八<sup>以</sup>であったと書いてあるから、現川幅(二

百二十<sup>以</sup>)の一・五倍以上あったことになる。こ

れを毎年定期的に出役して普請をしていたよう

であるが、水漏れや堰の補修等、今日とは比較にな

らない位人手が掛かっている。

出役の比率は毎回それ程差がないところから面積

率によつたものと思うが、一日当たり平均出役数

で見ると、享保十一年が二十一、二人と最も少な

く、七年七月の百九人が最も多い。後者は恐らく

台風の被害による復旧であつたらう。序で年間の

延べ人数を一反当たり換算して見たら、享保七

年が三・五人で十一年が〇・三人と少ない。

昔の人達が米を作るためにどれだけ苦労していた

か、わかるような気がする。

(三)猪狩り出役

◆享保四年亥十月廿日

一、入津浦の内千崎にて御狩被遊候

此方も以下不読

◆子(享保五年)二月十八日

一、浦代浦にて御狩被遊候

人数七人

宰領万右衛門

◆丑(享保六年)ノ二月十九日

一、樫野・高畑・大内山此三ヶ所にて御狩被遊候

人数五拾八人山登

宰領万右衛門

◆丑ノ十月廿一・二の両日

一、入津浦にて御狩被遊候 十九日行廿三日罷帰

人数貳拾九人

宰領万右衛門

◆丑ノ十一月廿五日

一、上浦ニテ御狩被遊候 廿三日行廿五日帰

猪数百五拾四頭取被成候

宰領万右衛門

◆享保八年卯十月廿五・六・七の三日間

一、入津浦組尾浦・千崎・名護屋・元猿山・川内山・くぬ木山(三)御狩被遊候

人数五拾八人 内本夫四拾三人、内夫拾八人

十月廿一参同廿八日罷帰り申候

宰領加右衛門

同 万右衛門

◆卯十一月廿一日

御城山・白坪山・坂ノ浦山右三ヶ所(三)御猪狩被遊候

人数七拾三人 十一月廿日より廿一日迄

宰領加右衛門

同 万右衛門

◆卯十二月十二日

一、上浦組落野浦・鳩浦右両所山(三)御猪狩被遊候

人数拾三人、内獵師三人犬引四人内夫六人 十一月十日

より十二日迄

宰領万右衛門

◆享保九年辰ノ正月廿一・廿二の二日間

一、蒲江浦組高山・米付山・いの口山・入津浦組川内山・

名護屋・千崎右六ヶ所(三)御猪狩被遊候

猪数四拾二御取被成候 人数四拾貳人内貳拾五人

勢子、三人獵師、貳人犬引、拾壹人内夫

宰領万右衛門

同

◆辰ノ三月十二日

一、米水津浦組の内色利山(三)御猪狩被遊(以下不読)

御出被遊候ニ付御狩無御座候

人数四拾三人 三月十日行十二日罷帰り申候

宰領(破れて不明)

◆享保十年己十月廿五・廿六・廿七の三日間

一、入津浦組内ニテ廿五日川内山・くぬ木山 同廿六日

大ば山、志がより山、同廿七日尾浦大そうづ山、此

三日間御猪狩被遊候 猪数百拾七御取被成候

人数八拾貳人 五拾壹人勢子三人獵師犬三疋貳拾五人

内夫 十月廿二日行同廿八日罷帰申候

但し右五番 但し此方猪打申候 宰領加右衛門

同 万右衛門

◆享保十年己十月廿一日

同 与兵衛

一、御城山・大内山・櫻野山<sup>(二七)</sup> 御猪狩被遊候

人夫六拾六人但し勢子 四人獵師

宰領万右衛門

同 傳六

同 喜太郎

◆享保十年十二月十一日

一、浦代浦<sup>(二七)</sup> 御猪被遊候

人数四拾三人 十二月九日より十二日迄

宰領惣右衛門

◆享保十一年申午三月十八日・十九日の両日

一、入津浦組・蒲江浦組にて御猪狩被遊候 十八日ハ川

内山・日山・蒲江浦組他平山、同十九日ハ蒲江浦組

高山・入<sup>(運)</sup> 浦組さるもと山・くぬ木山・名護屋崎山

此七ヶ所 両日ニ御猪狩被遊候 猪数三拾九御取被

成候

人数七人 内獵師三人犬壱疋内夫三人 三月十六日

行同廿日罷帰り申候 宰領肝煎万右衛門

◆享保十二年未十月廿五・廿六・廿七の三日間

一、入津浦組にて御猪狩被遊候 廿五日ハこがくら山・

川内山・くぬ木山・廿六日ハ千崎山・日たる<sup>(探)</sup>山・

名護屋崎山・廿七日ハ尾浦大そうづ山 右八ヶ所山

三日の間御猪狩被遊 猪数(記入なし)

人数五拾八人 十月廿二日行廿八日罷帰り申候

上岡組右式番 勢子御奉行畑藤左衛門様 谷川弥左

衛門様、西名長右衛門様、御目付関権兵衛様

宰領(破れて不明)

◆享保十四年酉閏十月廿五・廿六・廿七の三日間

一、入津浦組にて御猪狩被遊候、廿五日ハこがくら山・

川内山・くぬ木山、廿六日ハ尾浦山・日山、廿七日

ハ大そうづ山・小そうづ山・観音山、右八ヶ所三日

の間御猪狩被遊候

猪数百四つ 閏十月廿一日行廿八日罷帰り候

人数六拾八人 内式人獵師四拾三人勢子三人犬引拾

八人人足

宰領加右衛門

此方も猪打申候 同 万右衛門

(註)享保十四年の閏月は九月であつて十月ではない。

◆享保十四年酉十一月十一日

一、上浦組鳩浦山・かまえ浦山・福泊山<sup>(三)</sup> 御猪狩被遊候  
猪数式つ 十一月九日行十一日晚罷帰り

人数拾四人 内壹人宰領三人獵師三人犬引七人入足  
但し右三番 宰領万右衛門

(註) 解読を終わり改めて読み返して見て驚いた。それは享保四年から十四年までの十年間に、何んと十七回も狩りをしたということである。ところが、

この外に藩資料では十二年十一月、木立でした日帰り猪狩りの模様を、畑藤太夫と古賀清太夫が書いているから都合十八回となる。(実際には外にまだあったかも知れぬ)この時は木立と堅田からの出役(勢子百人自主参加)が主で、上岡村は犬が二疋であったとしている。一方、この文書では二日と三日連続で行われた狩りがそれぞれ三回ある。その間出役した農民は帰るわけにはいかないから、当然食糧持参ということになるが、上岡から蒲江まで行くためには前日か前々日に出発しないと間に合わない。したがって、農民の負担はより大きくなる。まして五十人を超える団体では大変であつたらう。宿泊などどのようにしていたのであろう

か。

獵場は蒲江を始め海岸部ばかりで奥村には行っていない。それだけ海岸部には猪が多かつたことになるが、奥村は自由に獲らせ、海岸部はお止め山にしていたのではないか。

鷹狩りは戦の延長として位置づけ、信長や家康も好んで催したという。猪狩りは農作物の被害を守るという理由もあるが、大方はレクレーションとして行われていたような気がしてならない。恐らく高慶始め重臣達は山に入って獲物を追い回すわけではなく、猪垣の傍で鉄砲を構え、待つていたという程度ではなかつたか。と思う。

獲物も多い時は猪が百五十四匹あつたとしているが、四百人を超す家臣達に分配すれば、お裾分けを頂戴することなど有り得なかつたらう。

それにしても狩りの好きな殿様であつたようだ。